

# ○年俸契約職員退職手当規程

平成19年9月27日

平成19年度規程第32号

- 一部改正 平成22年1月1日平成21年度規程第49号
- 一部改正 平成22年7月15日平成22年度規程第30号
- 一部改正 平成25年6月14日平成25年度規程第5号
- 一部改正 平成27年3月31日平成26年度規程第60号
- 一部改正 平成30年3月1日平成29年度規程第15号

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の年俸契約職員の退職手当の支給に関する事項について定めることを目的とする。

2 前項の年俸契約職員とは、雇用契約書で退職手当について定めている職員を言う。

(退職手当の額)

**第2条** 退職手当の額は、退職、解任、又は死亡（以下「退職等」という。）の日における当該年俸契約職員の月例支給額に、勤続期間1年につき、職員退職手当規程第4条の2の表に掲げる区分に応じてそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が月例支給額の100分の5,500を超えるときは、月例支給額の100分の5,500とする。

(勤続期間の計算)

**第3条** 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、年俸契約職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、年俸契約職員として採用された日の属する月から退職等の日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち休職、停職又は育児休業により職務に従事することを要しない期間のある月（職務に従事することを要する日の属する月を除く。）が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前各項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、月割をもって計算する。

(退職手当に係る特例)

**第4条** 年俸契約職員のうち、就業規則（平成15年度規程第8号）第22条の規定に基づき採用された職員として勤続した後、退職手当を受けずに引き続いて年俸契約職員となった者であつて、職員給与規程を準用して算出した年俸により年俸契約を締結した者の勤続期間の計算は、先の職員としての勤続期間の始期から後の年俸契約職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみ

なし、職員退職手当規程（平成15年度規程第6号）を準用して退職手当を支給する。

- 2 年俸契約職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び年俸契約職員となった者の勤続期間の計算は、先の年俸契約職員としての勤続期間の始期から後の年俸契約職員としての勤続期間の終期までの期間は、年俸契約職員としての引き続いた勤続期間とみなす。
- 3 年俸契約職員が前項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

（退職手当の支給）

**第5条** 退職手当は、年俸契約職員が退職し又は解雇されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。

- 2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給するものとする。

（退職手当の支給制限等）

**第6条** 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限等については、職員退職手当規程（平成15年度規程第6号）第8条から第13条の規定を準用する。

（支給時期）

**第7条** 退職手当は、第2条に規定する額を退職等の日以降遅滞なく支給する。

（遺族の範囲）

**第8条** 第5条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、年俸契約職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、年俸契約職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
  - 三 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位による。第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、年俸契約職員との親等の近いものを先順位とする。
  - 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

（雑則）

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成19年9月27日から施行する。

**附 則**（平成22年1月1日平成21年度規程第49号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

**附 則**（平成22年7月15日平成22年度規程第30号）

この規程は、平成22年7月15日から施行する。

**附 則**（平成25年6月14日平成25年度規程第5号）

- 1 この規程は、平成25年6月14日から施行する。
- 2 当分の間、第2条の規定に基づく退職手当の額は、同条の規定により算出した額に100分の87を乗じて得た額とする。
- 3 前項中の「100分の87」とあるのは、平成25年6月14日から平成25年9月30日の間は、「100分の98」とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日の間は、「100分の92」とする。

**附 則**（平成27年3月31日平成26年度規程第60号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月1日平成29年度規程第15号）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 平成25年6月改正規程附則第2項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」とする。